



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年11月15日火曜日 第359号

## ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	(スマート行政推進課) ...	961
保安林の指定の解除.....	(森林整備課) ...	961
基本測量の実施の通知.....	(道路維持課) ...	961
公共測量の実施の通知(6件).....	( " ) ...	962
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更.....	(会計課) ...	962
道路の区域変更(県道新居浜別子山線).....	(東予地方局管理課) ...	963
道路の供用開始( " ).....	( " ) ...	963
指定道路の指定(2件).....	(東予地方局四国中央土木事務所) ...	963
土地改良区役員の就退任の届出.....	(中予地方局農村整備第一課) ...	963
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	( " ) ...	963
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	964
指定道路の指定.....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	964
道路の供用開始(県道内子河辺野村線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	964

## 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会) ...	964
政治団体の届出事項の異動の届出.....	( " ) ...	965
政治団体の解散の届出.....	( " ) ...	965
資金管理団体の指定の届出.....	( " ) ...	965
不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....	( " ) ...	966

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第1125号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年11月15日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
介護業務支援システム導入等業務 一式	愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年10月3日	株式会社ガバメイツ 愛媛県松山市三番町四丁目9-5	261,525,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号の規定による

### ○愛媛県告示第1126号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年11月15日

愛媛県知事 中村時広

- 解除に係る保安林の所在場所  
宇和島市津島町山財2677の3、2678の2
- 保安林として指定された目的  
水源<sup>かん</sup>の涵養
- 解除の理由

### 道路用地とするため

### ○愛媛県告示第1127号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月15日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 基本測量(航空レーザ測量による高精度標高データ整備)
- 作業期間 令和4年6月24日から

令和5年3月31日まで  
3 作業地域 今治市、新居浜市、西条市、四国中央市

○愛媛県告示第1128号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、中予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（数値図化、地図情報レベル2500）
- 2 作業期間 令和4年4月9日から9月30日まで
- 3 作業地域 久万高原町一円

○愛媛県告示第1129号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図データ新規作成）
- 2 作業期間 令和4年4月18日から6月30日まで
- 3 作業地域 松山市北西部

○愛媛県告示第1130号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、南予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業期間 令和4年5月6日から10月31日まで

○愛媛県告示第1134号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

令和4年11月15日

愛媛県知事 中村時広

3 作業地域 宇和島市、松野町、鬼北町地内

○愛媛県告示第1131号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、南予地方局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（数値図化、地図情報レベル2500）
- 2 作業期間 令和4年5月9日から10月31日まで
- 3 作業地域 西予市

○愛媛県告示第1132号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、肱川緊急治水対策河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和4年5月20日から11月30日まで
- 3 作業地域 愛媛県大洲市若宮

○愛媛県告示第1133号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、肱川緊急治水対策河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年11月15日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和4年5月20日から11月30日まで
- 3 作業地域 愛媛県大洲市八多喜町・多田

指定番号	売りさばき人		変更事項		変更許可年月日
	住所	氏名又は名称	新	旧	
宇和 第2 号	西予市野村町野村12号617番地1 西予市野村支所	西予市	売りさばき人住所 西予市野村町野村12号617番地1 西予市野村支所 売りさばき所 西予市野村町野村12号617番地1 西予市野村支所	売りさばき人住所 西予市野村町野村12号619番地 西予市野村支所 売りさばき所 西予市野村町野村12号619番地 西予市野村支所	令和4年 10月24日
宇和 第12 号	西予市野村町野村12号617番地1 西予警察署野村交番内	西予交通安全協会	売りさばき人住所 西予市野村町野村12号617番地1 西予警察署野村交番内 売りさばき所 西予市野村町野村12号617番地1 西予警察署野村交番内	売りさばき人住所 西予市野村町野村12号153番地 西予警察署野村交番内 売りさばき所 西予市野村町野村12号153番地 西予警察署野村交番内	令和4年 10月24日

○愛媛県告示第1135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字第地乙528番2	旧	メートル 13.1~27.3	キロメートル 0.047	
			新	20.2~40.1	0.047	

○愛媛県告示第1136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字第地乙528番2	令和4年11月15日

○愛媛県告示第1137号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和4年11月15日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

- 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日  
令和4年11月4日
- 指定道路の位置  
四国中央市上柏町字庄ノ森210番1の一部
- 指定道路の延長及び幅員
  - 延長 34.00メートル
  - 幅員 4.74メートル

○愛媛県告示第1138号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和4年11月15日

愛媛県東予地方局長 山 本 泰 士

- 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日  
令和4年11月4日
- 指定道路の位置  
四国中央市上柏町字庄ノ森205番の一部
- 指定道路の延長及び幅員
  - 延長 21.20メートル
  - 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第1139号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年11月15日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	木 村 博	伊予郡松前町大字北川原890番地2

○愛媛県告示第1140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、道前道後土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年11月15日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	木 村 博	伊予郡松前町大字北川原890番地2

○愛媛県告示第1141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年11月15日

愛媛県中予地方局長 大 北 秀

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
4中局建（開）第29号 令和4年11月4日	東温市志津川字川崎甲506番1	松山市清水町三丁目63番地1 株式会社つくばコーポレーション

○愛媛県告示第1142号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和4年11月15日

愛媛県南予地方局長 赤 坂 克 洋

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日

令和4年11月8日

3 指定道路の位置

八幡浜市保内町宮内5番耕地26番の一部、5番耕地27番の一部

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 17.73メートル 14.44メートル
- (2) 幅員 4.25メートル 4.20メートル

○愛媛県告示第1143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和4年11月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	大洲市河辺町横山67番2から 同町横山68番3まで	令和4年11月15日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和4年11月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

- 1 政党の支部  
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
参政党愛媛第3支部	山 本 定 彦	岡 田 修	宇和島市吉田町東小路甲84-5	令和4年10月28日
参政党愛媛第2支部	八 木 邦 靖	渡 邊 宗 平	今治市高市203-3	令和4年10月28日

- 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
カナエルエヒメ	浅 岡 志 麻	田 中 美 朱 紀	松山市来住町1381-1	令和4年10月11日
田井野しゅん後援会	橋 本 顕 治	中 井 博 司	八幡浜市港町411	令和4年10月14日

森しげよし後援会	森 重 嘉	森 重 嘉	今治市中浜町四丁目116	令和4年10月27日
----------	-------	-------	--------------	------------

○愛媛県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和4年11月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党上浦支部	高 本 慎	主たる事務所の所在地	今治市上浦町盛2068	今治市上浦町井口6762	令和4年9月27日
		代 表 者	高 本 慎	松 岡 一 誠	
国民民主党愛媛県第1区総支部	石 井 智 恵	政治団体の名称	国民民主党愛媛県第1区総支部	国民民主党愛媛県第2区総支部	令和4年10月4日
公明党中予総支部	吉 富 健 一	主たる事務所の所在地	松山市中村四丁目1 - 42	松山市堀江町甲1445 - 5	令和4年10月9日
		代 表 者	吉 富 健 一	大 塚 啓 史	
参政党愛媛第1支部	浅 湫 和 子	政治団体の名称	参政党愛媛第1支部	参政党愛媛支部	令和4年10月26日
		代 表 者	浅 湫 和 子	寺 川 正 一	
		会 計 責 任 者	高須賀 郁	渡 邊 宗 平	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
大和青年塾	松 下 俊 一	代 表 者	松 下 俊 一	松 下 武	平成24年12月29日
		会 計 責 任 者	松 下 俊 一	山 本 一 男	

○愛媛県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和4年11月15日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
大 和 青 年 塾	松 下 俊 一	平成24年12月29日

○愛媛県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和4年11月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
檜 垣 良 太	愛媛県議会議員	檜垣良太後援会	松山市北藤原町8 - 3	令和4年10月20日
森 重 嘉	愛媛県議会議員	森しげよし後援会	今治市中浜町四丁目116	令和4年10月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第88号

不在者投票のできる施設の指定（平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

令和4年11月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
1～3 省略				1～3 省略			
4 老人ホーム				4 老人ホーム			
名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日	名 称	種 類	所 在 地	指 定 年 月 日
省略				省略			
				愛媛県盲老人 ホーム権現荘	養護老人ホ ム	松山市権現町甲584 - 1	昭和47年9月 16日
省略				省略			
介護付有料老 人ホーム福寿	省略			介護付有料老 人ホーム福寿	省略		
愛媛県盲老人 ホーム権現荘	養護老人ホ ム	松山市平田町187 - 1	令和4年11月 1日				
省略				省略			
5・6 省略				5・6 省略			